

# 令和3年度介護報酬改定 に係る経過措置について

みよし広域連合介護保険センター

松下 隆晃

# 令和3年度介護報酬改定の内容（概要）

- 1 感染症や災害への対応力強化
- 2 地域包括ケアシステムの推進
- 3 自立支援・重度化防止の取組の推進
- 4 介護人材の確保・介護現場の革新
- 5 制度の安定性・持続可能性の確保

このうち、3年間の経過措置を設けられているものについて説明を行う。

令和6年3月31日まで  
努力義務

⇒

令和6年4月1日から  
義務

# 経過措置のあるもの(令和6年3月31日まで)

- ・虐待の防止
- ・業務継続計画の策定
- ・認知症に係る基礎的な研修の受講
- ・感染症の予防及びまん延の防止のための訓練
- ・加算関係（栄養管理・口腔衛生の管理）

# 虐待の防止（全サービス）

## 基準

- 運営基準（省令）に以下を規定
  - ・ 入所者・利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない旨を規定。
  - ・ 運営規程に定めておかなければならない事項として、「虐待の防止のための措置に関する事項」を追加。
  - ・ 虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない旨を規定。
    - 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
    - 虐待の防止のための指針を整備すること
    - 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること
    - 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

（※3年の経過措置期間を設ける。）

運営規程に記載する内容 虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定）、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を指す内容であること（解釈通知より）

虐待の防止のための研修 年2回以上（解釈通知より）

# 業務継続計画の策定（全サービス）

## 概要

【全サービス★】

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。その際、3年間の経過措置期間を設けることとする。【省令改正】

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の見直しを行うものとする。（基準省令より）

## (参考) 介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）ガイドラインについて

- 介護サービスは、利用者の方々やその家族の生活に欠かせないものであり、感染症や自然災害が発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要。
- 必要なサービスを継続的に提供するためには、また、仮に一時中断した場合であっても早期の業務再開を図るためには、業務継続計画（BusinessContinuityPlan）の策定が重要であることから、その策定を支援するため、介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等を作成。

（令和2年12月11日作成。必要に応じ更新予定。）

掲載場所：[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/taisakumatome\\_13635.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html)

### 介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン

#### ❖ ポイント

- ✓ 各施設・事業所において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応や、それらを踏まえて平時から準備・検討しておくべきことを、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。
- ✓ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。

#### ❖ 主な内容

- ・ BCPとは ・ 新型コロナウイルス感染症BCPとは（自然災害BCPとの違い）
- ・ 介護サービス事業者に求められる役割 ・ BCP作成のポイント
- ・ 新型コロナウイルス感染（疑い）者発生時の対応等（入所系・通所系・訪問系） 等



### 介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン

#### ❖ ポイント

- ✓ 各施設・事業所において、自然災害に備え、介護サービスの業務継続のために平時から準備・検討しておくべきことや発生時の対応について、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。
- ✓ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。

#### ❖ 主な内容

- ・ BCPとは ・ 防災計画と自然災害BCPの違い
- ・ 介護サービス事業者に求められる役割 ・ BCP作成のポイント
- ・ 自然災害発生に備えた対応、発生時の対応（各サービス共通事項、通所固有、訪問固有、居宅介護支援固有事項） 等



# 認知症に係る基礎的な研修の受講

(全サービス（無資格者がいない訪問系サービス（訪問入浴介護を除く）、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く）)

## 概要

【全サービス（無資格者がいない訪問系サービス（訪問入浴介護を除く）、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く）★】

- 認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づける。【省令改正】  
その際、3年の経過措置期間を設けることとともに、新入職員の受講についても1年の猶予期間を設けることとする。

※資格を有さない者…看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師 等 の資格を有さない者

※新入職員…新卒採用・中途採用を問わず、採用後1年間の猶予期間

# 感染症の予防及びまん延の防止のための措置（全サービス）

## 概要

【全サービス★】

- 介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、以下の取組を義務づける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。【省令改正】
  - ・ 施設系サービスについて、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練（シミュレーション）の実施
  - ・ その他のサービス（訪問系サービス、通所系サービス、短期入所系サービス、多機能系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援、居住系サービス）について、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等

委員会をおおむね6ヶ月に1回開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。（基準省令より）

定期的な教育を年2回以上開催するとともに、新規採用時には感染症対策研修を実施すること。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。（解釈通知より）

感染症発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年2回以上）に実施する必要がある。訓練の実施は机上を含めその実施手法は問わないが、机上及び実地で実施する者を適切に組み合わせながら実施することが適切である。（解釈通知より）

# 加算関係

(介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設（一部除く）、介護医療院)

## 栄養ケア・マネジメントの未実施

令和3年度介護報酬改定で、栄養マネジメント加算を廃止。

令和6年4月1日からは栄養ケア・マネジメントの未実施に対して14単位/日 減算。

## 口腔衛生の管理

令和3年度介護報酬改定で、口腔衛生管理体制加算を廃止し義務化。令和6年3月31日までは猶予。